

## 少年犯罪で利用できる支援制度

被害にあわれた方などが申出をして認められた場合、以下のよう  
な制度を利用することができます。

【詳しくは、問合せ先（P27）にご確認ください】

制 度	内 容	問合せ先
少年事件の 記録の閲覧 ・コピー	審判（少年の場合の裁判）の 開始が決定した事件について、 事件記録を見たり、コピーした りできます。	家庭裁判所
意見聴取制度	裁判官や家庭裁判所の調査官 に、気持ちや事件についての意 見を述べることができます。	
少年審判状況 の説明	審判の状況について、説明を 受けることができます。	
審判結果等の 通知	家庭裁判所から、少年の審判結 果等の通知を受けることができ ます。	
少年審判の 傍聴	故意の犯罪で人を死傷させた 事件や過失運転致死傷罪などの 事件の被害にあわれた方など は、少年審判の傍聴が認められ ることがあります。 ※12歳未満の少年の事件は除 く。	家庭裁判所
少年審判後の 被害者等通知 制度	審判で、保護処分を受けた加 害少年の少年院における処遇状 況や仮退院審理に関する情報、 保護観察中の処遇状況等につ いて通知を受けることができ ます。	少年鑑別所 又は 保護観察所